

## 江南市広告入り窓口用封筒の無償提供に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、自主財源確保のため市民に提供する窓口用封筒の作成及び無償提供に関して、江南市有料広告掲載に関する要綱（以下「有料広告掲載に関する要綱」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「広告入り窓口用封筒」とは、江南市が発行した各種証明書等を持ち帰るために、市民に提供する封筒で、封筒に広告が印刷されたものをいう。

(無償提供者の募集)

第3条 無償提供者の募集方法は、市長が別に定める。

(無償提供者の審査及び決定)

第4条 市長は、前条の申込みがあったときは、有料広告掲載に関する要綱第7条に規定する江南市有料広告審査会の審査に付し、無償提供者を決定するものとする。

(掲載広告の審査及び決定)

第5条 市長は、前条の規定により決定した無償提供者から掲載広告の提示を受けたときは、江南市有料広告審査会の審査に付し、掲載広告の決定をするものとする。

2 前項の掲載広告は、有料広告の掲載に関する要綱第3条に規定する掲載基準に該当するものとする。

(無償提供者の責任)

第6条 無償提供者は、広告の内容その他掲載に関するすべての責任を負うものとする。

2 無償提供者は、掲載広告に関連して第三者に損害を与えた場合は、無償提供者の責任及び負担において解決するものとする。

(中止)

第7条 市長は、市民に窓口用封筒を提供することが不適切と認めるときは、窓口用封筒の提供を中止するものとする。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか広告入り窓口用封筒の無償提供に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成19年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年3月18日から施行する。